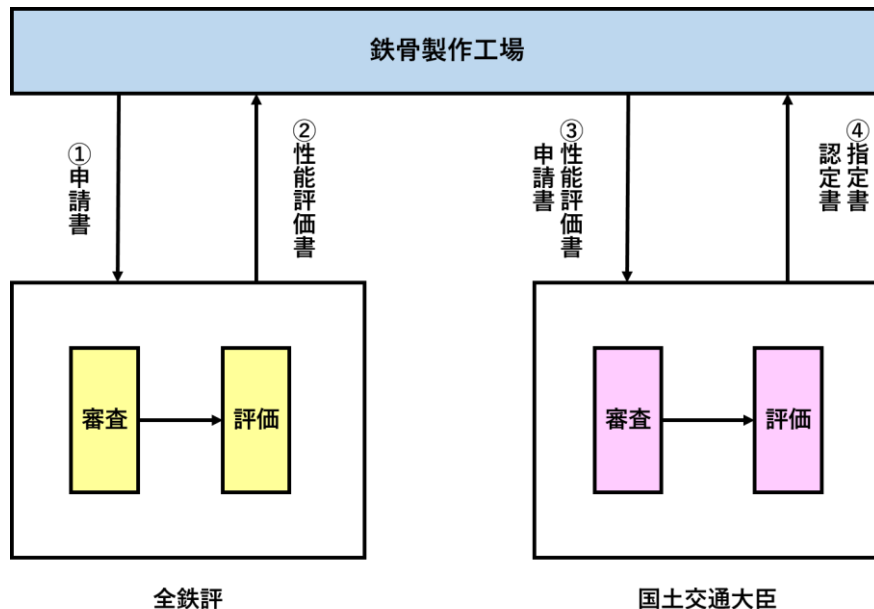


大臣認定の法的位置付け

大臣認定を取得するために必要な評価は、指定性能評価機関の指定を受けた全鉄評が、大臣が認可した「性能評価業務規程」（性能評価の実施方法を定めたもの）に基づき、5年ごとに行います。



1. 評価基準（審査）の内容

書類審査（書類等の確認）

- ・品質管理の組織体制
- ・所定の資格者の有無、及び配置
- ・社内規格（工作基準・検査基準・製作要領書作成基準・外注管理基準）の内容
- ・所定の製造設備・検査設備の有無

工場審査（実態の確認）

- ・主要材料、加工、組立、組立溶接及び溶接に関する品質管理状況
- ・溶接入熱・パス間温度の管理状況
- ・製品の検査方法
- ・製造設備・検査設備の点検状況
- ・社内教育の実施状況

2. 評価員・調査員

評価は、学識経験者など公正な評価員（全国約 150 名）及び調査員（全国約 100 名）が、書類及び工場の実態を審査のうえ、厳正に行います。